右抗告人らは、神戸地方裁判所昭和二八年(ソ)第一号訴状却下命令に対する抗告事件につき、同裁判所が昭和二九年四月一三日なした抗告棄却の決定に対し、当裁判所に更に抗告の申立をしたが、裁判所法第一六条二号、民訴法第二二八条三項、第四一三条によれば、本件抗告は当裁判所の管轄に属せず、大阪高等裁判所の管轄に属するものと認められるから、民訴法第三〇条によつて同裁判所に移送するを相当と認め、裁判官全員の一致で次のとおり決定する。

主文

本件を大阪高等裁判所に移送する。

昭和二九年五月三一日

最高裁判所第二小法廷

		精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂			Щ	栗	裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官